処遇改善及び人材確保に向けた取組
＜適正な賃金水準の確保・CCUS等＞

建設業就業者の現状

国土交通省

技能者等の推移

○建設業就業者：　685万人（H9）　→　498万人（H22）　→　482万人（R3）
○技術者　　：　41万人（H9）　→　31万人（H22）　→　35万人（R3）
○技能者　　：　455万人（H9）　→　331万人（H22）→　309万人（R3）

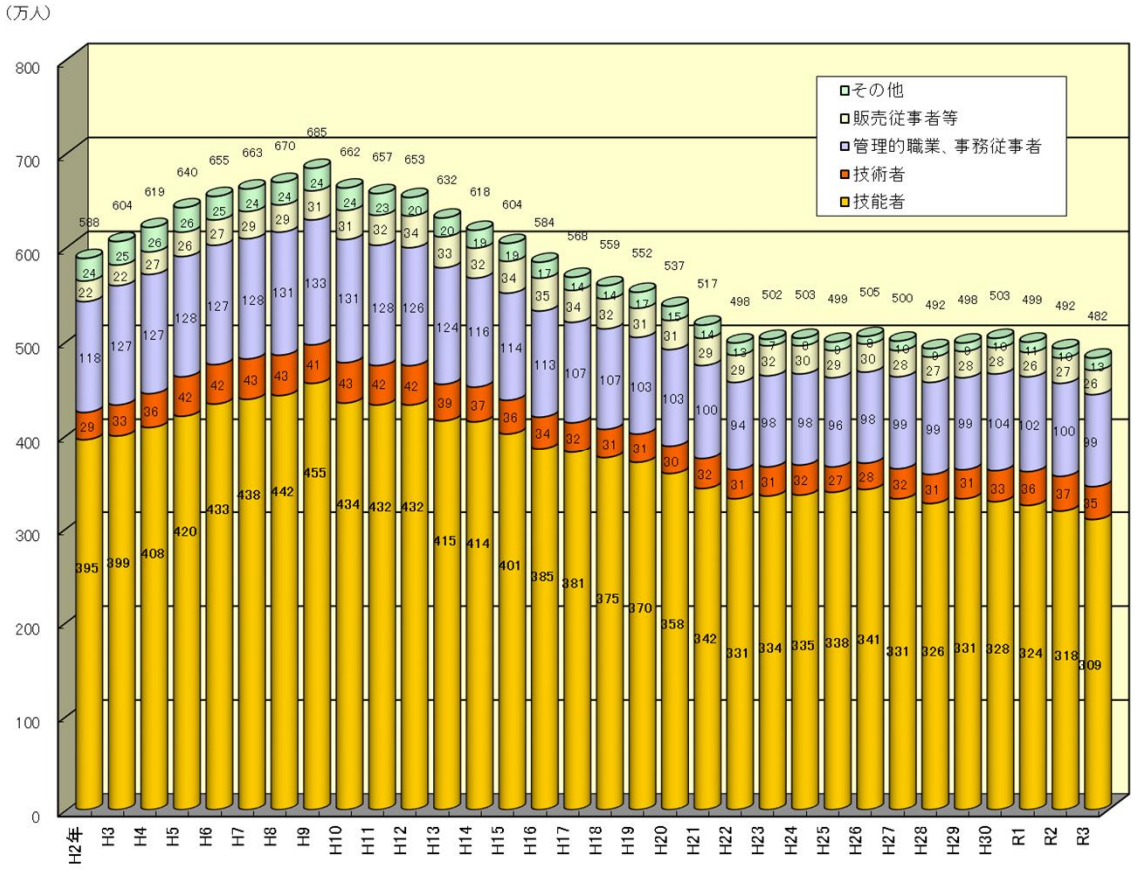

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出
（※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値）

建設業就業者の高齢化の進行

○　建設業就業者は、55歳以上が35.5%、29歳以下が12.0%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和2年と比較して55歳以上が6万人減少（29歳以下は増減なし）。

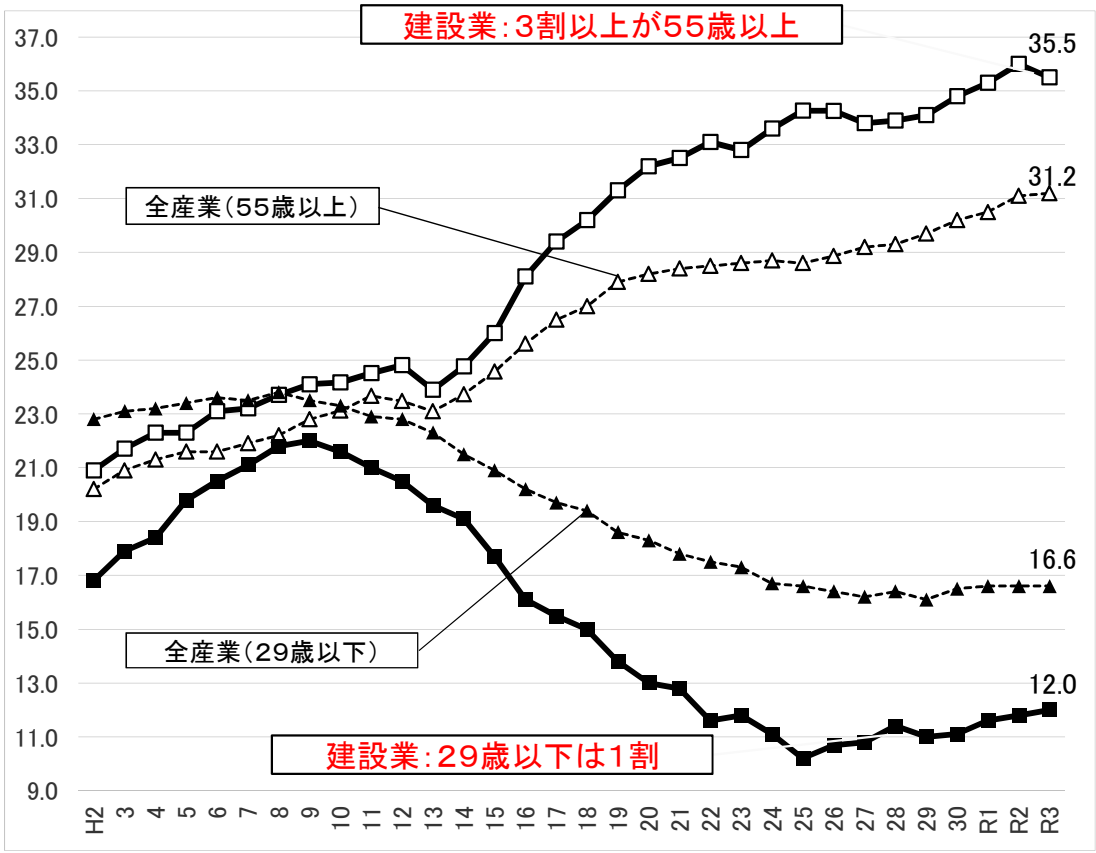

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

年齢階層別の建設技能者数

○60歳以上の技能者は全体の約４分の１(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。
➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要

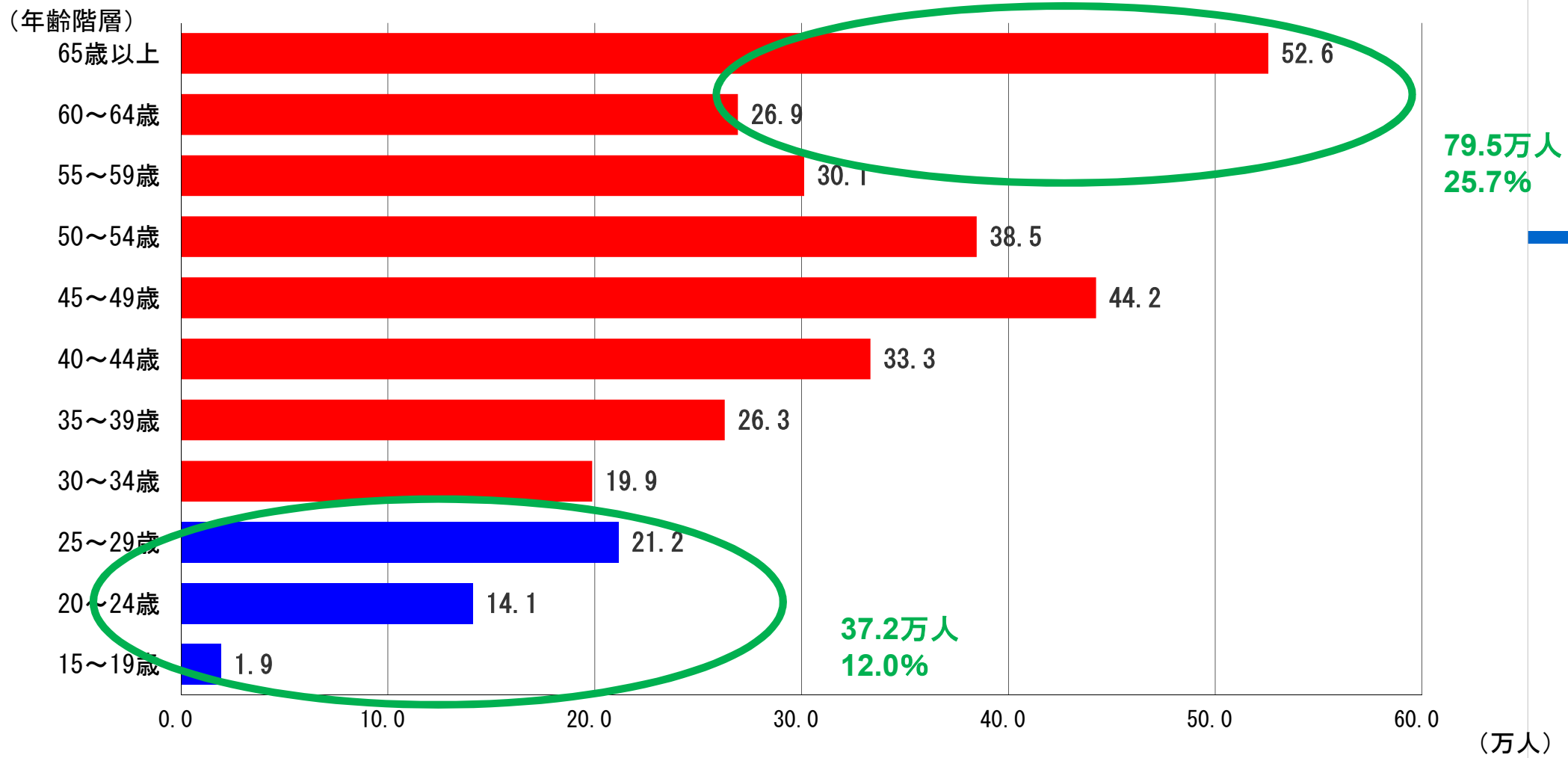

出所：総務省「労働力調査」（令和3年平均）をもとに国土交通省で推計

建設産業における働き方の現状

国土交通省

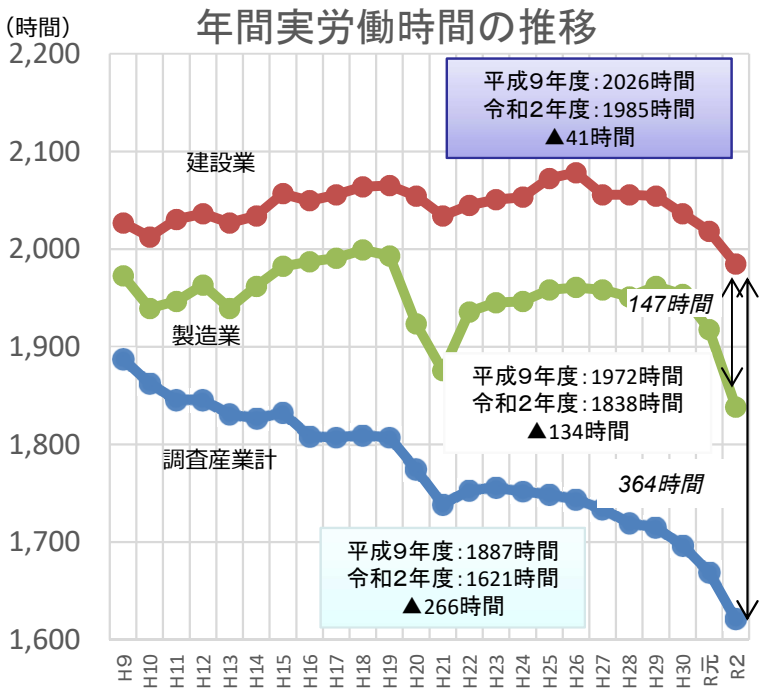

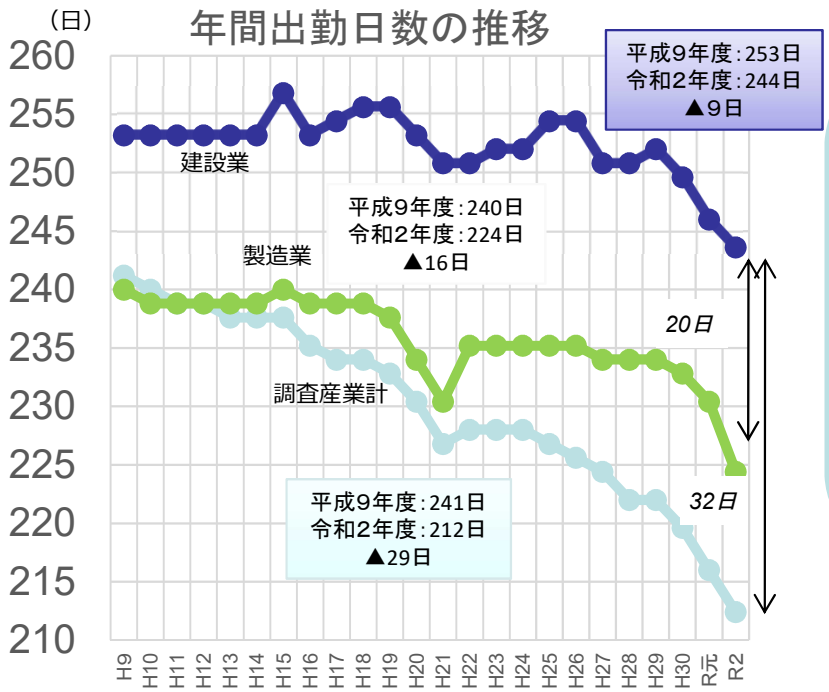

○　年間の総実労働時間については、全産業と比べて360時間以上（約２割）長い。また、10年程前と比べて、全産業では約266時間減少しているものの、建設業は約40時間減少と減少幅が小さい。

※　厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

○　建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

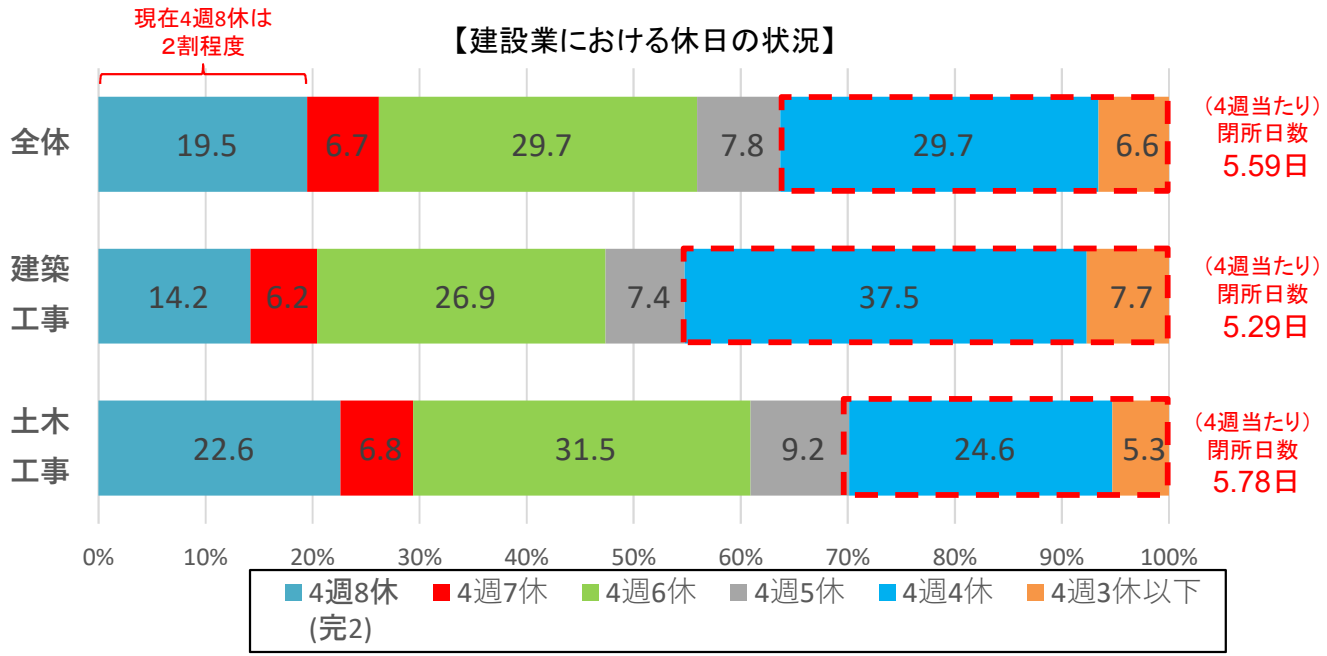

※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典：日建協「2020時短アンケート」を基に作成

斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会（R4.2.28）

国土交通省

開催概要

日　　時：令和4年2月28日 17:00～18:00
出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会
テーマ：建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進、建設キャリアアップシステムの普及促進 等

- **建設業の賃金引上げに向けては、官民協働した取組が不可欠であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね３％の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることを申合せ。**
- **建設業の担い手確保に向けて、工期の適正化や施工時期の平準化、インフラ分野のDX推進等による働き方改革等の推進や、ダンピング対策の徹底等について議論。**
- **建設キャリアアップシステム（CCUS)の更なる普及促進及びこれを用いた処遇改善等について議論。技能レベルに応じた手当の支給について、取組の水平展開を大臣から要請。**

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇

注1）金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2）平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+15.3% →	+6.9% →	+3.1% →	+6.7% →	+2.6% →	+2.8% →	+3.7% →	+2.3% →	+1.0% →	+3.0%	+57.6%
全職種	+15.1% →	+7.1% →	+4.2% →	+4.9% →	+3.4% →	+2.8% →	+3.3% →	+2.5% →	+1.2% →	+2.5%	+57.4%

注3）伸び率は単純平均値より算出した。

技能労働者の賃金引上げについて

『技能労働者への適切な賃金水準の確保について』（令和3年2月19日局長通知）

国土交通省

○ 技能労働者の確保・育成のため、今後も、賃金引上げが労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保と更なる賃金の引上げにつながる好循環が継続される必要

○ 今般の労務単価は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置※が実施されていることに十分留意し、発注者・元請・下請のそれぞれが、新労務単価の水準等を踏まえた適切な請負代金による契約と、技能労働者の賃金水準の更なる改善に努めることが必要

※前年度を下回った約4割超の地域・職種については、昨年度単価に据え置く措置を実施

地方公共団体が講ずるべき取組

○ 新労務単価の早期活用

○ ダンピング対策の強化（ダンピング受注の排除）

・低入札価格調査制度等の適切な活用
・低入札価格調査基準等の見直し、調査の適切な実施
・都道府県公契連を通じた都道府県・市区町村との連携による対策強化　など

○ 建設キャリアアップシステムによる処遇改善の推進

・モデル工事の実施、総合評価方式での加点評価の措置等の導入

○ 適正な工期設定に伴う経費確保、法定福利費等の適切な支払い等

・週休2日確保に伴う必要な費用、法定福利費・法定外労災保険料の請負代金等への適切な反映　など

民間発注者が講ずるべき取組

○ 技能労働者の処遇改善に向けた取組を踏まえた適正価格での発注
○ 法定福利費等の適切な支払い等
○ 適正な工期設定に伴う必要経費の確保

建設業者が講ずるべき取組

○ 技能労働者への適切な水準の賃金支払い

・コロナ禍の影響を踏まえた特別措置の対象が約4割超の地域・職種に及んでいる状況にあることに留意
・適正価格による契約締結、技能労働者への適正水準の賃金支払い　など

○ ダンピング受注の取り止め

・ダンピング受注取り止めの徹底
・原価割れ金額による契約締結の禁止

○ 建設キャリアアップシステムによる処遇改善の推進

・建設キャリアアップシステムを通じて、技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価と、給与の引上げなどの適切な処遇を推進
・早期の事業者登録や技能者登録に加え、現場登録やカードリーダーの設置、下請に対する事業者登録等の指導　など

○ 適正な工期設定に伴う経費確保、法定福利費等の適切な支払い等

・法定福利費・法定外労災保険料の確保
・法定福利費を内訳明示した見積書の提出促進、見積書の尊重　など

改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

○　平成31年4月1日の改正労働基準法施行により、36協定の限度時間が適用除外であった建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後（令和6年4月1日）に罰則付きの時間外労働規制の対象となった。

改正労働基準法（平成31年4月1日施行）

	現行規制	改正労働基準法（平成30年6月29日成立）
原則	≪労働基準法で法定≫ （１）　１日８時間・１週間４０時間 （２）　３６協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 （３）災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法３３条）	≪同左≫
３６協定の限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ （１）　・原則、月４５時間 かつ 年３６０時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年６か月まで）（特別条項） （２）　・建設の事業は、（１）の適用を除外	**≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫** **（１）・原則、月45時間 かつ 年360時間　・・・第36条第4項** **・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定** **①　年720時間（月平均60時間）・・・第36条第5項** **②　年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定** **a.2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日出勤を含む）・・・第36条第6項第3号** **b.単月100時間未満（休日労働を含む）・・・第36条第6項第2号** **c.原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限　・・・第36条第5項** **（２）建設業の取り扱い** **・施行後5年間　現行制度を適用　・・・第139条第2項（第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない）** **・施行後5年以降　一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記（１）②a.b.は適用しない（※）が、将来的には一般則の適用を目指す。** **・・・第139条第1項** **※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない**

週休２日確保に向けた取組

国土交通省

- 平成30年度より労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。令和２年度においては、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。
- 令和元年度より現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保する「週休2日交替制モデル工事」を試行。

週休2日工事の実施状況（直轄）

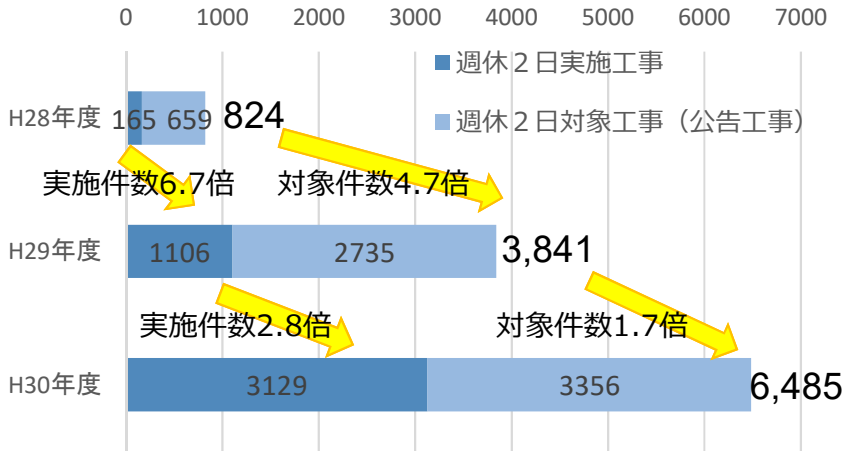

※年間の直轄工事は約8千～1万件
※H30年度の週休2日実施工事（3,129件）のうち
　発注者指定型693件、受注者希望型2,436件

週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市(計67団体)）

■H29年度：実施済３９団体
■H30年度：実施済５６団体
・労務費等補正：実施済４８団体
・工事成績評定：実施済４９団体

週休2日の取得に要する費用の計上（直轄）

■週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- Ｒ２年度より、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し、必要経費を計上する試行を継続。
- 受注者希望方式の積算方式も、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

週休２日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

■週休2日交替制モデル工事の試行

- Ｒ１年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制(技術者・技能労働者)の確保に特別な費用等が必要となる場合は協議

■工事成績評定による加点

４週８休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

建設業における社会保険加入対策の概要（平成24年度～）

国土交通省

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）」（平成24年3月）

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保

○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築　　を実現する必要がある

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

○ 建設業社会保険推進連絡協議会の設置　（H24.5設置、H29.5改組）

・建設業関係団体等８４団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）により構成

・実施後５年（H29年度）を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有

・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

○ 経営事項審査における減点幅の拡大等　（H24.7～）

・未加入企業に対する減点幅の拡大（H24.7～）、減点措置の厳格化（W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し）（H30.4～）

○ 許可更新時等の確認・指導　（H24.11～）

・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導

・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認

・未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

○ 国土交通省直轄工事における対策の実施　（H26.8～段階的に実施）

・二次以下の下請企業についても加入企業に限定（H29.4～）

・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施（H29.10～）

○ 地方公共団体発注の工事における対策の実施

・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請（H28.6）

・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設（H29.7）

4. 民間発注工事における対策の実施

○ 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用　（H30.1～）

5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

○ 下請指導ガイドライン（課長通知）の制定　（H24.11～）

・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導

・遅くとも平成２９年度以降は、
①未加入企業を下請企業に選定しない
②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

6. 法定福利費の確保

○ 直轄工事の予定価格への反映　（H24.4～）

・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映

○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用

・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始（H25.9～）

・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底（H28.6～）

・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発

○ 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示　（H29.7）

・標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示

○ 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施　（H29.9）

7. その他

○ 周知・啓発・相談体制の充実等

・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化（H28.7～）

・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催（H29.7～）

・「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知（H30.1）

請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組（標準約款の改正）

国土交通省

改正の背景

○ **元請－下請間**では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した**「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。**

○ **国交省直轄工事**では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、**法定福利費までは明示されていない。**

○ **民間発注工事**においては、従来、**法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。**

＜見積書の提出状況（下請企業への質問）＞

（出典）法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査（平成28年調査：回答数約3100件）

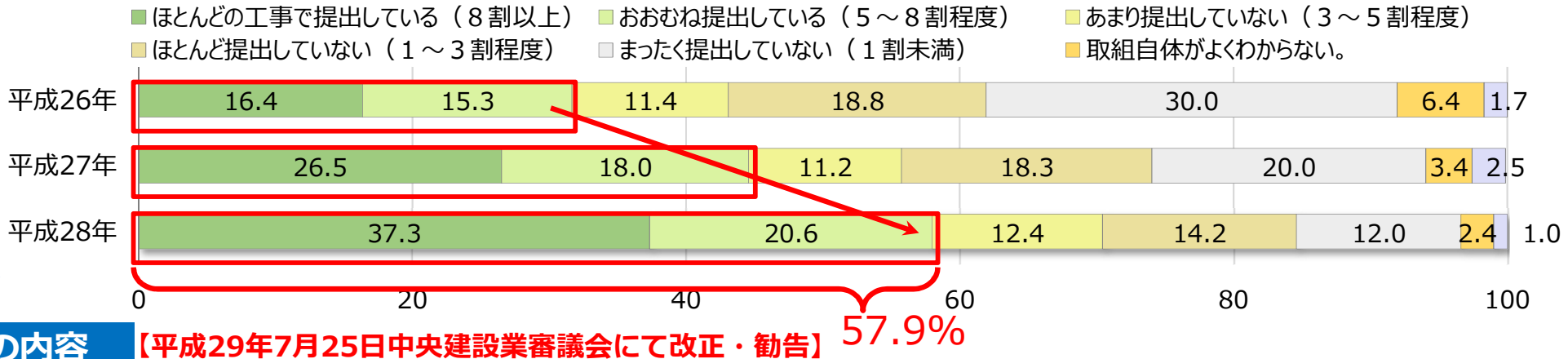

改正の内容

【平成29年7月25日中央建設業審議会にて改正・勧告】

○ 社会保険への加入を一層推進していくためには、**民間発注工事や地方公共団体発注工事も含め、必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要。**

○ **標準約款（公共／民間／下請）**において、受注者が作成し発注者に提出する**請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。**

【条文】（例：公共工事標準請負契約約款）　※赤字部分を新設

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条（Ａ）受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

注 （Ａ）は、契約の内容に不確定要素の多い契約等に使用する。

第3条（Ｂ）受注者は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

国土交通省

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 （いずれか加入）	年金保険	「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲
事業所の形態	常用労働者の数					
法　人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1	厚生年金	3保険
法　人	―	役員等	―	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1	厚生年金	医療保険及び年金保険
個　人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1	厚生年金	3保険
個　人事業主	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金	雇用保険 （医療保険と年金保険については個人で加入）
個　人事業主	―	事業主、一人親方	―	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金	（医療保険と年金保険については個人で加入）※3

※1　年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
（この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。）
適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
（http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf）

※2　週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3　但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る（詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照）

□：事業主に従業員を加入させる義務があるもの　　□：個人の責任において加入するもの